

許可番号 04020047012

産業廃棄物処分業許可証

住所 福岡県みやま市瀬高町下庄444番地の1

氏名 有限会社ゴダイユー
代表取締役 松永 光博

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の2第1項の許可を受けた者であることを証する。

福岡県知事

服部 誠太郎

許可の年月日 令和 4 年 7 月 22 日

許可の有効年月日 令和 9 年 7 月 21 日

1. 事業の範囲（処分の方法ごとに区分して取り扱う産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。）を記載すること。）

中間処理（選別）：廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず等（以上3品目については、自動車等破砕物を除く。）、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、がれき類 以上8品目

中間処理（破砕（移動式を含む。））：木くず、繊維くず 以上2品目

中間処理（圧縮梱包）：廃プラスチック類、（自動車等破砕物を除き、軟質系に限る。）、紙くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず（自動車等破砕物を除く。） 以上5品目

中間処理（破砕）：廃プラスチック類（自動車等破砕物を除く。）、紙くず、ゴムくず、金属くず、ガラスくず等（以上2品目については、廃蛍光管、廃水銀灯及び廃ナトリウムランプに限る。）（廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず等については、水銀使用製品産業廃棄物（廃蛍光管、廃水銀灯及び廃ナトリウムランプに限る。）を含む。） 以上5品目

中間処理（切断）：廃プラスチック類（自動車等破砕物を除く。）、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず 以上5品目

中間処理（溶融固化）：廃プラスチック類（廃発泡スチロールに限る。） 以上1品目

以下余白

2. 事業の用に供するすべての施設（施設ごとに種類、施設場所、設置年月日、処理能力、許可年月日及び許可番号（産業廃棄物処理施設の設置の許可を受けている場合に限る。）を記載すること。）

選別施設①：設置場所 福岡県みやま市瀬高町下庄字京手529番1

設置年月日 平成9年1月10日

処理能力 18t/日（8時間）

選別施設②：設置場所 福岡県みやま市瀬高町大江字七田565番1

設置年月日 平成27年2月5日

処理能力 26.2t/日（8時間）

（以下第2面記載）

※更新手続については、有効期間満了日の60日前までに必ず管轄の南筑後保健福祉環境事務所で行ってください。

破碎施設(移動式兼用): 取扱品目 木くず、繊維くず
設置場所 福岡県みやま市瀬高町下庄字苗漬り436番
設置年月日 平成25年11月5日
処理能力 (ブローカーバー装着) 木くず 3.7t/日(8時間)
繊維くず 1.21t/日(8時間)

圧縮梱包施設: 設置場所 福岡県みやま市瀬高町大江字七田565番1
設置年月日 平成27年11月25日
処理能力 322t/日(8時間)

破碎施設: 取扱品目 廃プラスチック類、紙くず、繊維くず、ゴムくず
設置場所 福岡県みやま市瀬高町大江字七田565番1
設置年月日 平成27年12月12日
処理能力 廃プラスチック類 2.15t/日(8時間)
紙くず 3.3t/日(8時間)
繊維くず 2.97t/日(8時間)
ゴムくず 2.39t/日(8時間)

切断施設: 設置場所 福岡県みやま市瀬高町大江字七田565番1
設置年月日 平成28年2月1日
処理能力 廃プラスチック類 17.8t/日(8時間)
紙くず 15.2t/日(8時間)
木くず 28t/日(8時間)
繊維くず 6.11t/日(8時間)
ゴムくず 26.5t/日(8時間)

熔融固化施設: 取扱品目 廃プラスチック類(廃発泡スチロールに限る。)
設置場所 福岡県みやま市瀬高町下庄字京手529番1
設置年月日 令和5年7月31日
処理能力 0.4t/日(8時間)

破碎施設: 取扱品目 廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず等(廃蛍光管、廃水銀灯、廃ナトリウムランプに限る。)
設置場所 福岡県みやま市瀬高町下庄字京手529番1
設置年月日 令和5年7月31日
処理能力 2t/日(8時間)

以下余白

(以下第3面記載)



3. 許可の条件

(1) 選別作業については、建屋内において行うこと。

(2) 選別施設①に係る産業廃棄物の保管数量は次のとおりとすること。

ア 中間処理（選別）に係る処理前産業廃棄物の保管数量は808 m^3 以下とすること。

イ 中間処理（選別）に係る処理後産業廃棄物（廃プラスチック類）の保管数量は8 m^3 以下とすること。

ウ 中間処理（選別）に係る処理後産業廃棄物（木くず）の保管数量は12 m^3 以下とすること。

エ 中間処理（選別）に係る処理後産業廃棄物（混合廃棄物（廃プラスチック類、ゴムくず））の保管数量は155 m^3 以下とすること。

オ 中間処理（選別）に係る処理後産業廃棄物（混合廃棄物（廃プラスチック類、紙くず））の保管数量は13 m^3 以下とすること。

カ 中間処理（選別）に係る処理後産業廃棄物（混合廃棄物（ガラスくず等、がれき類））の保管数量は148 m^3 以下とすること。

(3) 選別施設②に係る産業廃棄物の保管数量は次のとおりとすること。

ア 中間処理（選別）に係る処理前産業廃棄物の保管数量は140 m^3 以下とすること。

イ 中間処理（選別）に係る処理後産業廃棄物（廃プラスチック類、ゴムくず）の保管数量は72.9 m^3 以下とすること。

ウ 中間処理（選別）に係る処理後産業廃棄物（木くず）の保管数量は4 m^3 以下とすること。

エ 中間処理（選別）に係る処理後産業廃棄物（繊維くず）の保管数量は4 m^3 以下とすること。

オ 中間処理（選別）に係る処理後産業廃棄物（紙くず、ガラスくず等（廃石膏ボード）、混合廃棄物（廃プラスチック類、紙くず、繊維くず））の保管数量はそれぞれ12.6 m^3 以下とすること。

カ 中間処理（選別）に係る処理後産業廃棄物（混合廃棄物（ガラスくず等、がれき類））の保管数量は37.8 m^3 以下とすること。

キ 中間処理（選別）に係る処理後産業廃棄物（混合廃棄物（廃プラスチック類、紙くず、繊維くず、木くず））の保管数量は83.1 m^3 以下とすること。

(4) 中間処理（圧縮梱包）に係る処理後産業廃棄物（混合廃棄物（廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、金属くず））の保管数量は32.8 m^3 以下とすること。

(5) 移動式処理については、排出事業場敷地内において行うこと。

(6) 破砕施設（移動式兼用）については、ブレーカーを装着した上で処理すること。

以下余白

(以下第4面記載)

4. 許可の更新又は変更の状況

平成12年 4月13日 変更許可により取扱品目（紙くず、繊維くず）の追加
平成14年 7月22日 更新許可
平成19年 7月22日 更新許可
平成22年10月18日 変更許可により中間処理（破碎（移動式を含む。））の追加
平成23年10月20日 変更許可により中間処理（圧縮）の追加
平成24年 7月22日 更新許可
平成29年 7月22日 更新許可
令和 元年12月26日 変更許可により中間処理（圧縮梱包）、中間処理（破碎）及び中間処理（切断）の追加並びに中間処理（破碎（移動式を含む。））の取扱品目（繊維くず）の追加
令和 4年 7月22日 更新許可
令和 5年12月27日 変更許可により中間処理（溶融固化）の追加並びに中間処理（破碎）の取扱品目の限定の変更（廃プラスチック類）及び取扱品目（金属くず、ガラスくず等）の追加
令和 6年10月25日 変更届出により中間処理（圧縮）の廃止

以下余白

5. 規則第10条の4第7項の規定による許可証の提出の有無

有 ・ 無

